



特別検査等の実施結果を公表する竹中大臣  
(4月25日)



新しい中小企業金融の法務に関する研究会  
(4月25日)

## 目次

### 【トピックス】

- 証券会社等の内部管理の一層の充実に向けた事務ガイドラインの改正について
- 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
- 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」について
- 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について
- 証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取り扱いや売り出しを行う場合における説明等についてのルールを整備に関する証券取引等監視委員会の建議（証券会社の検査結果に基づく建議）について
- 財務局長会議の開催について
- 保険業法の一部を改正する法律の概要について
- 特別検査等の実施結果について
- 「金融持株会社に係る検査マニュアル」(案) について
- バーゼル委員会から公表された第三次市中協議案「自己資本に関する新しいバーゼル合意」について
- 竹中大臣の国際会議出席について

### 【海外通信】

- ロンドン金融事情 一雑記一 (国際協力銀行開発金融研究所 木股英子)

### 【金融ここが聞きたい!】

#### 【金融便利帳】

- 今月のキーワード：貯蓄から投資へ：証券減税

### 【竹中大臣に質問!】

### 【お知らせ】

### 【4月の主な報道発表等】



## 【トピックス】

### ＜証券会社等の内部管理の一層の充実に向けた事務ガイドラインの改正について＞

I 金融庁では、去る4月1日、証券会社の顧客に対する一層忠実な業務執行の確保による投資者保護の更なる推進、及び証券会社に対する信頼性の向上、並びに信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立に向けた取り組みの一つとして、証券会社、投資信託委託業者及び投資顧問業者等にかかる事務ガイドラインを改正し、同日より適用することとしました。

これは昨年8月6日に取りまとめた「証券市場の改革促進プログラム」において、誰もが投資しやすい市場の整備のための方策として、証券会社について投資家の期待に応える業務運営を確保すること、並びに投資信託委託業者及び投資顧問業者について顧客の期待に応える運用を確保することが盛り込まれたことを受け、実態把握を行ってきたことを踏まえたものです。

II 具体的な内容については、以下のとおりとなっています。

#### 1. 証券会社の監督関係

まず、証券会社の監督関係では、

① 証券会社が顧客に対して勧誘を行う際に、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要があること、及び顧客情報漏洩事件の未然防止といった観点から、顧客属性等にかかる情報の適切な管理及び活用を徹底すること

② 顧客の取引状況等を迅速に把握しトラブルを未然に防止する観点から、証券会社が顧客との面談を行う制度の整備及びその適切な運用を図ること

等、証券会社が業務を行う際に留意すべき事項の具体的内容について、事務ガイドラインに規定を追加しました。

#### 2. 投資信託委託業者及び投資顧問業者の監督関係

また、投資信託委託業者及び投資顧問業者の監督関係では、検査局が実施した検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させることを通じて、顧客に対する一層忠実な資金運用を図り、もって投資者保護のより一層の推進、並びに投資信託委託業者に対する信頼性の向上を実現するため、行政処分及びフォローアップ実施の具体的方策について、事務ガイドラインに規定を追加しました。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「事務ガイドライン」から「事務ガイドラインの一部改正に関する報道発表」の「証券会社等」に入り、[「平成15年4月1日 事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）」の一部改正について](#)にアクセスしてください。また、「証券市場の改革促進プログラム」をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「証券市場の改革促進プログラムについて」（平成14年8月6日）](#)にアクセスしてください。



## < 「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について >

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を実現することが求められています。これを踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、平成 13 年度実績評価書（評価対象期間：13 年 7 月～14 年 6 月）を 14 年 12 月に公表したところですが、今般、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表することとしました。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえてどのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について](#)（平成 15 年 4 月 17 日）にアクセスしてください。

## < 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」について >

「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」は、当庁が平成 15 年 3 月 28 日に策定・公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受け、本年 4 月 18 日に監督局長の諮問する研究会として設置されました。

本研究会は、中小企業金融等の分野に関する学識経験者、弁護士、公認会計士、金融実務家等の専門家や実務家をメンバーとし、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項やデット・エクイティ・スワップ等の活用について議論を重ね、本年 8 月を目途にモデル取引事例に関する基本的な考え方を策定・公表し、各業界団体に対しその具体化に向けた実務レベルの検討を要請する予定です。

こうした点を含めて、中小企業金融再生に向けた取り組みを行い、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図っていきたいと考えております。

※ 金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「新しい中小企業金融の法務に関する研究会の設置について](#)（平成 15 年 4 月 18 日）にもアクセスしてみてください。



## ＜「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について＞

金融庁は、昨年10月25日、中小企業等への金融の円滑化を求める声が引き続き強いことも踏まえ、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設したところであり、本年3月31日までに、金融庁及び全国の財務局等において628件の情報を受け付けております。

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報につきましては、その内容を整理し、分析するとともに、これらの情報を基に、法令等違反のおそれがある場合等に金融機関に対して個別にヒアリングを実施し、注意喚起を行ったほか、金融機関に対する検査においてこれらの情報を参考とするなど、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用させていただいております。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を開催しております。

### ◎「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況（平成15年3月31日までの受付分）

【受付件数】

628

#### 【業態別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

主要行	215
地方銀行・第二地方銀行	191
信用金庫・信用組合	89
政府系金融機関	65
その他	122

（注）1件の情報で複数の機関に関するものがあるため、内訳の合計と受付件数とは一致しない。

#### 【類型別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

新規融資拒否として情報提供されたもの	216
更改拒絶として情報提供されたもの	56
返済要求として情報提供されたもの	136
担保売却として情報提供されたもの	53
債権売却として情報提供されたもの	25
金利引上げとして情報提供されたもの	50
追担要求として情報提供されたもの	33
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	11
強引な経営関与として情報提供されたもの	4
その他	284

（注）1件の情報で複数の類型に関するものがあるため、内訳の合計と受付件数とは一致しない。



## ＜証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取り扱いや売り出しを行う場合における説明等についてのルールの整備に関する証券取引等監視委員会の建議（証券会社の検査結果に基づく建議）について＞

証券取引等監視委員会が行った証券会社に対する検査の結果、証券会社が個人投資家向けに社債を販売する際の営業姿勢に関して問題点が認められたことから、4月22日に同委員会から金融庁長官に対して、金融庁設置法第21条の規定に基づき以下の内容の建議が行われました。

最近実施した証券会社の検査において、証券会社が、社債の信用リスクに係る重要な情報の一つである発行会社の既発債の市場における流通利回りに大幅な上昇傾向が認められる状況において、この流通利回りの動向を適切に反映しない、投資家にとっては不利な条件で発行された新規社債について、この流通利回りの変化の状況を顧客に説明する等の措置を講じることなく、個人投資家向けに募集の取り扱いを行っている事例が認められました。

また、証券会社が他社株券償還特約付社債券（以下「EB」という。）への投資に影響を与える対象株式の株価が大幅に低下している状況において、対象株式の株価水準を適切に反映しない、投資家にとっては不利な発行条件で発行されるEBについて、対象株式の株価水準がEBに対する投資に与える影響を顧客に説明する等の措置を講じることなく、個人投資家向けに売り出しを行っている事例が認められました。

したがって、このような証券会社の営業姿勢を是正し、有価証券の投資に影響を与える市場要因が短期的に変化する場合、有価証券を募集、売り出しによって取得する個人投資家が情報面等で不利な状況となることを防止するために、証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取り扱いや売り出しを行う場合における説明等についてのルールの整備する必要があります。

金融庁では、上記建議を踏まえ、必要なルール整備のための内閣府令改正案を作成し、5月9日（金）から金融庁のホームページにおいて、広く一般から意見を募るためのパブリックコメントに付しているところです。

（参考） 建議とは、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主ルールのあり方について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものです。

※ 本建議の本文等についてご覧になりたい方は、証券取引等監視委員会ホームページの[「証券会社の検査結果に基づく建議について（H15. 4. 22）」](#)にアクセスしてください。また、内閣府令の改正案をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から[「証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）および事務ガイドライン（案）の公表について」](#)にアクセスしてください。



## <財務局長会議の開催について>



財務局長会議（4月22日）

金融庁は、本年4月22日、本事務年度(平成14年7月～平成15年6月)第4回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、竹中金融担当大臣及び伊藤金融担当副大臣からの挨拶に続いて大臣・副大臣はじめ当庁幹部と財務局長等との意見交換を行った後、高木長官からの挨拶、当庁各局及び証券取引等監視委員会からの業務説明を行いました。

大臣挨拶の概要は、「景気は、おおむね横ばいとなっているが、引き続き不透明感がみられる。金融庁としては、こうした不透明感を払拭するためにも、金融の分野における構造改革を着実に進めて参りたいと考えている。金融庁としては、金融再生プログラムの諸施策を、作業工程表に従って、迅速かつ着実に推進してきたところであり、去る4月4日には、同プログラムの未実施の措置を公表した。これにより、基本的にプログラムの全ての項目についての対応が出揃った。他方、中小・地域金融機関の不良債権処理については、3月27日に発表された金融審議会の報告書を踏まえ、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』(以下「アクションプログラム」という。)を3月28日に発表した。これにより、中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性の確保を図って参りたい。各財務局等においては、管内の中小・地域金融機関における各種取り組みをしっかりと指導・監督していただきたい。また、証券市場の構造改革について、『貯蓄から投資へ』の流れを加速するため、平成15年度税制改正において抜本的な証券税制の見直しを行い、その周知に最大限努めているところであり、各財務局等においても積極的なPRにご尽力いただきたい。金融庁としては、今後とも、金融分野の構造改革による我が国経済の再生と活性化に強力に取り組んでまいりたい」というものでした。

副大臣挨拶の概要は、中小企業金融に関連して、「地域における金融と経済の再生と活性化は、『アクションプログラム』に盛り込まれた諸施策を推進し、地域金融機関の機能強化が図られることが重要であり、財務局の努力をお願いしたい。次に、『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』については、引き続き商工会議所等を通じての債務者企業側へのPRに努めていただきたい。また、ホットライン情報をより有効に活用するため、関係省庁間の連絡会議を開催することとしたので、各財務局においても、経済産業局等との連携を密にして、『貸し渋り・貸し剥がし』の問題に適切に対応していただきたい。さらに、中小企業が置かれた現下の非常に厳しい環境下において、中小企業庁が進める各種中小企業対策に、政府一丸となって取り組むことが極めて重要であり、金融庁としても、各財務局を含め、これに積極的に連携・協力していく必要がある。例えば、本年2月10日に創設された『資金繰り円滑化借換保証制度』については、制度的には、本制度の利用がその後の新規の保証や融資に影響するものではないので、各財務局においては、管内の金融機関に対し、誤解を与えかねない説明を借り手側にしないよう、周知徹底していただきたい。また、財務局がオブザーバーとして参加している『中小企業再生支援協議会』については、今後とも同協議会の活動に関し、適切な助言・協力をしていただきたい」というものでした。

大臣・副大臣はじめ当庁幹部と財務局長等との意見交換においては、地域の経済・金融情勢についての財務局等からの報告及びそれについての意見交換、「アクションプログラム」の地元での反応についての説明・意見交換が行われました。



## <保険業法の一部を改正する法律の概要について>

平成 15 年 3 月 14 日に国会に提出された「保険業法の一部を改正する法律案」が 4 月 25 日に国会で成立しました。

以下、この法改正の概要について、ご説明いたします。

### I 生命保険のセーフティネットの整備

生命保険のセーフティネットについては、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）が創設されており、万が一、保険会社が破綻した場合には、機構が救済保険会社に対する資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることとされております。

保護機構は、平成 10 年に 4,600 億円の規模で創設され、平成 12 年に、3 年限りの措置として、政府補助の特例措置を含め、5,000 億円の規模のセーフティネットが追加的に整備されました。平成 14 年度末に政府補助の特例措置が期限切れになるところ、現下の生命保険を取り巻く厳しい環境に鑑み、保険業に対する信頼性を維持するため、今回の法改正により、平成 15 年度から 17 年度まで、万が一、保険会社が破綻した場合に備え、改めて 5,000 億円のセーフティネットを整備するものです。具体的には、業界対応分 1,000 億円、国対応分 4,000 億円、合計 5,000 億円分の財源を用意し、平成 15 年度から 17 年度までの破綻に係る資金援助の額が 1,000 億円を超えれば、政府補助（4,000 億円）を行なうことを可能とする仕組みとなっております。

### II その他の改正事項

#### (1) 相互会社への委員会等設置会社制度の導入

経営に対する適切な自己規律が確保されるよう、平成 14 年の商法等改正において保険株式会社について導入（15 年 4 月施行）された委員会等設置会社制度等を保険相互会社についても導入し、社外取締役の拡充等を図ることとしております。

#### (2) 株式会社に関する制度整備

株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、組織変更時の①基金の償却の特例（基金の現物出資の認容）、②取締役等のでん補責任の免除（純資産額が社員への割当株式の発行総額に不足する場合のでん補責任の免除）等について盛り込んでおります。

#### (3) 中間業務報告書の作成義務づけ

保険会社の財務状況を適時に把握するため、銀行等に義務づけられている中間業務報告書の作成・提出を保険会社に対しても義務づけることとしております。

#### (4) 保険会社の業務範囲の拡大

保険会社の業務について、他の金融機関との連携のニーズが高まっていることを踏まえ、他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を付随業務として規定いたしました。具体的には内閣府令で規定いたしますが、貸付の代理（銀行等との協調融資における幹事業務等）を想定しております。

#### (5) 保険募集人等の登録手続きの簡素化

事務負担の軽減を図るため、保険募集人等の「住所」の登録・届出を不要とし、「生年月日」を登録・届出事項といたしました（これまで、生命保険募集人や損害保険代理店の役員・使用人については、住所の変更の都度、登録・届出が必要でした）。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法律案」に入り、[「保険業法の一部を改正する法律（平成 15 年 3 月 14 日提出、平成 15 年 4 月 25 日成立）」](#)にアクセスしてください。また、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「資料等」に入り、〈第二部会〉の「第 12 回平成 15 年 3 月 27 日 資料」の[「3. 保険業法の一部を改正する法律案」](#)にもアクセスしてみてください。



## <特別検査等の実施結果について>

### 1. はじめに

金融庁は、平成14年10月30日公表の金融再生プログラムに基づき、特別検査の再実施など、主要行の資産査定を厳格化を図るための施策を講じてきました。そして、去る4月25日、特別検査の終了を受けて、その結果などについて取りまとめ、公表したところです。

### 2. 施策の内容

#### (1) 特別検査の再実施

15年3月期決算に向け、全主要行に対して特別検査を再実施しました。対象債務者は167先で、昨年の149先に比べてカバレッジが広がりました。

#### (2) 再建計画検証チームによる再建計画の検証

特別検査の対象債務者に係る再建計画について、外部の専門家を含む再建計画検証チームと特別検査班が連携して、その妥当性や実現可能性の検証を行いました。検証結果は、債務者区分の判定等に反映されています。

#### (3) DCF法の適用

ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）は、将来予想キャッシュ・フローを基に引当金を算定する手法です。これについては、日本公認会計士協会による会計実務指針のガイドライン策定にあわせ、金融検査マニュアルを改訂して、引当金算定方法の一つとしてDCF法を明記しました。その上で、主要行に対し、15年3月期より、要管理先等の大口債務者へ適用するよう要請しました。

### 3. 特別検査等の実施結果

これらの施策を総合的に実施した結果、以下のような面で、主要行の資産査定を厳格化を進めることができたと考えられ、これは、15年3月期決算に反映されることとなります。

- (1) 今回の特別検査において、167先中27先について、債務者区分が下方に遷移しました。既に昨年の特別検査等で厳格な検証を実施しており、さらに多数の債務者が下位遷移することは想定されにくいのですが、現実には、企業実態の悪化等を反映して、下方への遷移が発生したものです。
- (2) 他方、昨年の特別検査等による厳格な検査結果を受けて、再建計画を策定・実施し、事業再生の道筋に乗っているものが、大口債務者を中心に相当数あります。それらは、今回の特別検査では、債務者区分に変更がなかったもの（再建計画に基づく金融支援等を14年9月期までに実施して上位遷移し、そのまま債務者区分が維持されたものなど）119先、債務者区分が上方に遷移したもの（金融支援が15年3月期下期に実施され、上位遷移したものなど）17先となって現れています。
- (3) また、検査後の債務者区分を踏まえた15年3月期の不良債権処分損の見積額は、特別検査の対象先だけで1.3兆円と引き続き高い水準となっています。昨年の特別検査による14年3月期の不良債権処分損1.9兆円と合わせると、特別検査対象者だけで、3兆円を超える不良債権処理が進められたこととなります。
- (4) さらに、DCF法導入の効果と考えられますが、特別検査対象先のうち大口要管理先の引当率が22%から35%に上昇しており、主要行における将来損失への備えである貸倒引当金が、より厚く手当てされてきていると考えられます。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「特別検査等の実施結果について」](#)（平成15年4月25日）にアクセスしてください。





## <「金融持株会社に係る検査マニュアル」(案) について>

金融庁検査局では、持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループにおける通年・専担検査の導入を踏まえ、金融持株会社に対する検査における着眼点を明確にし、また、金融行政の一層の透明性を確保するため、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の整備に向けて、昨年9月に当庁職員（商法学者、公認会計士及び証券取引等監視委員会職員を含む。）のほか、実務的見地からの検討を行うため、銀行・保険・証券各業界や公認会計士の参加を得て、「金融持株会社に係る検査マニュアルWG」を設置し、現在まで15回にわたって検討してきたところですが、今般、「金融持株会社に係る検査マニュアル」(案) をとりまとめました。

今後、検査官宛の通達として発出することを予定しておりますが、それに先立ち、内容を事前に公表し、広くご意見をお伺いすることといたしました。

概要については以下のとおりです。

### ○マニュアル(案)の概要

- ① 本マニュアル(案)は、金融持株会社に対する検査に際し、金融持株会社グループにおいて構築されている法令等遵守態勢及びリスク管理態勢が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理したものです。
- ② 金融持株会社グループは、その態様の違いにより、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なります。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有しています。本マニュアル(案)は、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものです。
- ③ 本マニュアル(案)に記載されているチェックリストの内容を、全ての金融持株会社グループに一律に求めているものではなく、その実態を十分把握した上で、管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証するものです。

### ○チェックリストのポイント

持株会社の機能や役割に着目し、以下のような点について適切な管理態勢が構築されているかを検証するためのチェックポイントを設けました。

- ① グループとしてのリスク管理体制の構築
- ② 持株会社による適切な資本政策（グループとしての適切な資本の維持・グループへの適切な資源配分）
- ③ 増資に係る法令等遵守態勢
- ④ グループ内取引等の妥当性（傘下金融機関の健全性や取引の公正性等の観点）
- ⑤ グループとしての危機管理体制の構築
- ⑥ 顧客情報管理（グループ内での情報共有）の適切性

※ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」(案) 等について、詳しくは、金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から [「金融持株会社に係る検査マニュアル」\(案\) について](#) にアクセスしてください。



## ＜バーゼル委員会から公表された第三次市中協議案「自己資本に関する新しいバーゼル合意」について＞

### 1. 第三次市中協議案について

バーゼル委員会は1998年以来、1988年に合意されたB I S規制の見直し作業に取り組んできました。その作業の過程で1999年6月に第一次市中協議案、2001年1月に第二次市中協議案を公表してきました。同委員会は、これらに対する市中から寄せられたコメントと、銀行界や世界中の監督当局と議論を続けてきた成果とを踏まえ、今回第三次市中協議案を公表しました。(コメント期限は、本年7月末)。同委員会は、本年末までに新B I S規制を完成し、その後、国内での準備期間を経て2006年末から新規制を実施することを目標としています。

### 2. 見直しの目的

B I S規制見直しは、近年の銀行のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、銀行の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、銀行のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。また、新B I S規制では、最低自己資本比率の計算方法を見直すだけでなく、銀行自身による自己資本戦略の策定及び情報開示を通じた市場規律の強化という要素を組み合わせることによって、総合的に銀行の健全性と金融システムの安定性を確保しようとしています。

### 3. 新合意の主な要素

合意は3つの柱、すなわち、①最低所要自己資本、②自己資本充実度に関する監督上の検証、③情報開示から成り立っています。以下では、3つの柱の各々を簡単にご紹介いたします。

#### 3-1. 第一の柱：最低所要自己資本

B I S規制で定められている自己資本比率とは、銀行が保有する利用可能な自己資本の額を分子とし、銀行が直面するリスクを定量化した数値、すなわちリスクアセットを分母とする比率を指し、国際的に活動する銀行は、こうして算出される自己資本比率が8%を下回ってはならないとされています。

現在提案されている新合意では、自己資本比率の分子を定義する規則(すなわち規制上の自己資本の定義)は変更されていません。同様に、最低所要比率の8%も変更されていません。修正が加えられるのは、分母であるリスクアセットの定義、すなわち銀行が直面するリスクを定量化する方法です。リスクアセットを計算する新しい手法は、銀行のリスク評価を改善し、リスクをより正確に反映した自己資本比率の算出を可能にすることを企図したものです。

リスクアセットの定義において、現行合意が明示的にカバーしているのは2種類のリスク、すなわち、①信用リスクと②トレーディング業務から生じるマーケット・リスクです。なお、トレーディング業務から生じるマーケット・リスクの取扱いは、1996年に定められたものであり、今回の見直しでは変更されません。

第一の柱では、主として2つの要素においてリスクアセットの定義を変更することが提案されています。

- (1) 現行合意に比べて信用リスクの計算方法を大幅に改定すること、特に、①中小企業向け・個人向け貸し出しについては、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、リスクウェイトを軽減、②引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減するといった点が第三次市中協議案において提案されています。
- (2) オペレーショナル・リスクを明示的に取り上げ、銀行の自己資本比率の分母に同リスクを定量化した数値を算入すること

ただし、計算方法を変更した結果として、銀行システム全体として必要とされる自己資本の水準は現行のB I S規制と比べて重くも軽くもしない方針です。



また、新B I S規制の大きな特徴としては、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの計算において、銀行の業務の内容やリスク管理の状況に応じ、それぞれ3つの異なる選択肢が与えられていることが挙げられます。この結果、銀行および監督当局は、銀行業務および金融市場のインフラの発展段階に最も適切と考える手法を選択できるようになります。次の表は、それぞれのリスク毎に選択可能な3つの主要な手法を示したものです。

信用リスク	オペレーショナル・リスク
①標準的手法	①基礎的指標手法
②基礎的内部格付手法	②標準的手法
③先進的内部格付手法	③先進的計測手法

### 3-2. 第二の柱：監督上の検証

第二の柱は4つの指針となる原則に基づいて構築されています。これらの原則は、銀行は自らの負うリスク全体に応じて自己資本充実度合いを評価すべきであり、監督当局は銀行の自己評価を検証のうえ適切な対応を採る必要があることを示したものです。こうした要素は、銀行経営を行う上でも、また銀行監督を行う上でも重要との認識が強まりつつあります。

### 3-3. 第三の柱：市場規律

第三の柱の目的は、第一の柱における最低所要自己資本と、第二の柱で取り上げられている監督上の検証プロセスを補完することにあります。同委員会は、市場参加者が銀行のリスク・プロファイルや自己資本水準に関する重要な情報を評価することができるよう一連の開示項目を示すことにより、市場規律を促進することを目指しています。新B I S規制では、進んだ銀行には、銀行内部のリスク管理情報を使った計算手法が認められており、自己資本比率を算定する際の銀行の裁量が拡大するため、情報開示を通じた市場規律の役割がより重要となります。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「国際機関関連情報」から「バーゼル銀行監督委員会」に入り、[平成15年4月29日「自己資本に関する新しいバーゼル合意」](#)にアクセスしてください。

## <竹中大臣の国際会議出席について>

竹中大臣は、4月28日～30日にかけてパリで開催された「OECDフォーラム2003」及び「OECD閣僚理事会」に出席し、世界及び日本経済の現状と見通しとともに、小泉内閣が進める構造改革についての説明を行いました。特に、29日の閣僚理事会では、「経済見通し」セッションにおいて議論をリードするための冒頭発言を行い、世界経済を順調な成長経路に回復させるためには、各国が短期的な問題のみならず長期的な構造問題に取り組む必要があることを指摘しました。さらに、日本経済については、四本柱の構造改革を中心に小泉構造改革を進めていくことが、持続可能な経済成長を達成する上で重要である旨を説明しました。

また、この機会にフランスのメール経済財政産業大臣、米国のクロスナーCEA委員とも意見交換を行いました。



# ロンドン金融事情 — 雑記 —

国際協力銀行開発金融研究所

木股英子

対イラク戦争中は、戦争がいつまで続くか分からない漠然とした不安感から世界経済の見通しの悪化が予想され、過熱気味だった住宅市場が沈静化の兆しを見せる中、英国経済を牽引してきた個人消費に陰りが見えはじめ、G7諸国の中でもトップクラスを誇っていた英国経済の成長も不透明感が増してきたと見られていた。ところが、対イラク戦争が終結し、イラクの再建への取り組みについては依然模索されているところであるが、英国では早速 holiday-maker の活況が伝えられるなど、強力な消費マインドが再び見られている。一方で、年金問題がほとんど毎日のように新聞報道されるなど、老後の生活のための貯蓄について消費者自身が考える必要があることが徐々に認識されつつあるところである。

英国の最近の金融事情全般については多くの新聞や専門雑誌等で逐次紹介されていると思われるので、本稿では、あまり日本には伝わっていない、金融に関する興味深いと思われる点などを、思いつくままに以下紹介したい（文中の意見にわたる部分は筆者の個人的な意見であり、所属する機関や金融庁とは全く関係がありません）。

## 1. 世界3大金融センターとしてのロンドン

ロンドンは世界の3大金融センターの一つとして、その長い歴史に裏打ちされた高度な金融サービスを提供している。金融サービス庁の移転に伴いロンドン東端のカナリーワープに一部が移ったものの、国際金融、外国為替、証券、保険といったあらゆる金融関連産業の多くが1マイル四方の狭い地域にあるシティ（ロンドン金融街）に集中している。



シティ ～伝統と今～

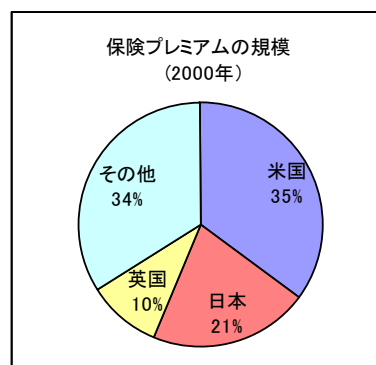
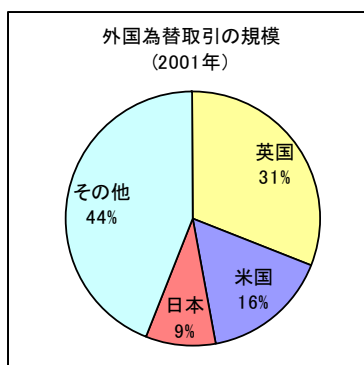
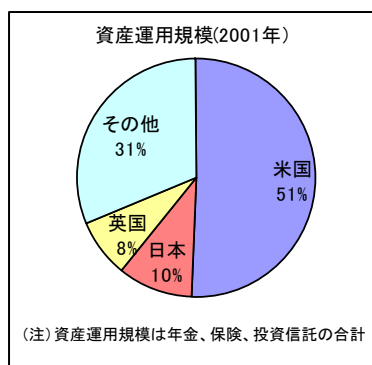


大陸諸国のユーロ導入等により、ロンドンの金融センターとしての地位低下を懸念する声も一時聞かれた。しかし、これまでの長い歴史で蓄積された①市場の開放性、②多数の金融機関の存在と、これによる情報の集積・流動性の確保・市場の効率性・コスト削減のためのサポートサービスの充実、③人的資源・サポートサービスの質の高さ、④オフィス環境やインフラ設備の整備、⑤技術革新、⑥英語の使用と多くの外国機関・人の進出により多言語でのアクセスも可能なこと、等の条件を備えていることから、ロンドンの世界の金融センターとしての地位は依然揺るぎないものとなっている。こうした位置付けは、10年ほど前の文献を見ても基本的には変わるところが無いようだ。

[表 1, 2, グラフ 1, 2, 3] 各国市場の規模

	預金 (兆\$) (2000年)	クロスボーダー 銀行貸出 (兆\$) (2002年3月)	銀行数 (千) (2000年)
英国	2.6	261.9	0.4
日本	4.5	1,275.1	3.1
米国	4.2	335.0	8.3

	国内株式 時価総額 (百万\$) (2001年)	国内株式 出来高 (10億\$) (2001年)	外国株式 出来高 (10億\$) (2001年)
ロンドン	2,150	4,551	2,651
東京	2,265	1,661	—
ニューヨーク	11,027	10,489	787
ナスダック	2,897	10,935	469



(出典) ” International Financial Markets in the UK” International Financial Services, London (2002年11月)

## 2. 様々な問題

世界3大金融センターロンドンを抱える英国では、金融が非常に重要な産業に位置付けられている。私だけかもしれないが、英国の金融機関といえば何となく洗練されたイメージがあり、消費者も金融取引に精通していてトラブルなどあまり発生しないのではないかという印象がある。ところが、英国の金融機関も消費者との間で様々な問題を抱えているようだ。

### (1) 信用の意味

英国の銀行は世界的にも信用が高い。ところが、信用が高い英国の銀行でも時にはとんでもないことも起こるようだ。例えば、「Aさんの銀行口座に身に覚えのない大量の資金が振り込まれた。正直なAさんは銀行に注意喚起したが銀行は対応しようとしなかったのでAさんは思わずそのお金を使ってしまったところ、銀行から訴えられた」との新聞報道があった。こういう話はこの件に限らず、度々起きていると聞く。私自身も、ある月の銀行の月次明細を確認したところ、頼んでいないはずの銀行引き落としがあり、銀行にしばらくクレームのため日参した経験がある。英国の銀行の経営方針は「森を見て、木を見ず」、「木にこだわらず効率的な経営を行う」ことであり、このような些細なことは気にせず、総体として良いことが重要なのだろう。信用という言葉の意味もイロイロである。



## (2) 信じていた人には酷な話だが、

英国には split capital investment trust と呼ばれ、一般に安全で長期投資に向いている商品として認知され投資されていた商品がある。ところが、その商品内容が相互投資や金融機関からの借入れが多くを占めるなど、安全な商品とは言いがたい内容であることが最近になって明らかになった。ここ3年にわたる株式市場の低迷を背景に、破綻もしくは破綻が懸念される商品が相次いでおり、この商品に投資した者が何らかの形で損失を被る可能性がある。

## (3) 不適切販売

住宅ローンを金利は毎月返済し元本は期末に一括返済するスケジュールを組んだ場合に一括返済に備えて積み立てをする、mortgage endowment と呼ばれる商品がある。これについて、商品販売時に商品内容について十分な説明が無かったことが問題視されている。現在のところ住宅価格が高い水準にあるのでそれほど問題は表面化していないが、3年続いた株価下落により mortgage endowment の価値そのものが下がっており、今後の住宅価格の動向によっては損失を被る顧客が多数発生し、(解決に15年の歳月と約150億ポンドが必要であった)過去の年金の不適切販売と同じぐらい大きな問題になるかもしれない可能性もある。

## 3. 消費者保護の考え方

国際金融センターとして発達してきた英国市場は、金融取引・商品、参入の自由度の高さを認める一方で、消費者保護を厳格に確保することを目指してきた。

年金の不適切販売が問題化していた頃に当る、1997年5月、ブラウン蔵相は「国際的に多様化する金融市場において銀行、証券、保険といった業態の垣根はますます曖昧になっている。そうした中で複雑かつ複数の監督機関を前提とする現行制度の枠組みは非効率であり、国民が当然に期待しているほどの監督水準や投資家保護を全うしていない」との問題意識を示し、新しく強力な金融監督機関を設立し、金融規制の目的として「市場の信認の維持」に加え「消費者」を重視するという新しい改革案を発表した。

これを受け、2001年12月に施行された金融サービス法では、「消費者保護」を、「市場の信認」、「公衆の啓蒙」、「金融犯罪の削減」とともに規制目的の一つに掲げ、消費者は自らの決定に責任を持つべきとの一般原則を踏まえ、適切な水準の消費者保護を確保すべきとの考え方が示された。また、「公衆の啓蒙」として、金融システムに対する公衆の理解を増進することについても目的の一つに掲げている。消費者保護に当たっては、①実際の勧誘・取引内容に対する規制だけでなく、②消費者の実態を把握するための枠組み作り、③消費者の自己責任を求めるための環境が用意されている。具体的には、消費者保護の観点から、以下の点が規定されている。

- 金融サービス庁の規則制定権の規定  
認可業者に適用される規制対象業務及びそれ以外の活動について、消費者保護の観点から必要または有効と考えられる規則を制定する権限を規定。
- 金融サービス補償制度  
認可業者が消費者の支払請求を満たすことが出来ない場合に生ずる損失を補償するため、これまでの業態毎の補償制度を統合し、金融サービス補償制度を導入。
- 消費者パネルの設置  
金融サービス庁の方針や運営が一般的責務に適ったものとなるよう、消費者との協議を行う義務を課し、その一環として消費者パネルを設置。
- 金融オンブズマン制度の導入  
消費者と業者との紛争を迅速な手続により解決するため金融オンブズマン制度を導入。

## 4. 消費者教育の現状

消費者教育については法律上の規定はないが、消費者保護の観点から、消費者が「自らの決定に責任を持つべき」ことを求める環境を整備するため、また、その前提として金融システムに対する公衆の理解を増進するため、さらに3.(3)で掲げたような問題が起きないようにするために



も、様々な機会を通じた消費者教育の必要性が認識されてきている。消費者教育が消費者の選択を助け、消費者がより良く財産を運用できるようになれば、消費者によるプレッシャーが増すことにより、金融サービスの競争が増し、革新を促し、より良い質・価値のマナーを生み出すことが期待されている。

消費者教育には、金融サービス庁や教育省に限らず、様々な業界団体や慈善団体等が関与しており、教材や先生へのガイダンスの提供等を行っている。また、対象となる金融商品も株式や投信などの証券だけではなく、基本的な金銭の支払いに関することや、消費者の権利・義務、銀行預金・借金、保険等あらゆる金融商品を対象としている。

### (1) 学校教育

消費者教育の場として、学校教育は皆が平等に機会を得るため重要であると考えられている。洗濯機や車を買う際には色々な店を見て回るかもしれないが、金融商品の場合にはあまりそうされていないのは、業者によってどれだけ商品や手数料が異なるのか違いを認識していないからだと思われる。また、普通は家族や友人に相談するが、残念ながらあまり知識がないため有益な助言が得られない。そこで学校で金融について基本的な教育をする必要があると考えられている。

英国の学校教育の実施は地方政府（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）に委ねられており、消費者教育はスコットランド、ウェールズにおいて先行して2000年に開始されている。イングランドでは1998年にパイロット・スタディとして一部の学校で消費者教育が開始され、2002年9月から正式に消費者教育が開始された。

学校の現場でも、卒業後の生活に備えることや、お金の管理の仕方、負債を負わないことを学ぶといった点から、消費者教育は重要であると考えられている。但し、消費者教育の頻度は一般には1学期に1、2回と、その頻度は低く、個人的な知り合いに聞いた範囲では消費者教育が行われていることを知らない学校の先生もいるようだ。

### (2) 成人への教育・啓蒙活動

英国の消費者教育の場は、学校での教育に止まらず、成人への教育、啓蒙活動も含めて考えられている。日進月歩する金融取引・商品の進化に対応するには、学校教育では限界があるほか、消費者教育を受けずに学校教育を終了した人々に対しても消費者教育を施す必要があるからである。そこで、学校以外に全ての人に対して消費者教育を受ける機会を提供するため、主としてウェブのホームページ等を通じて、金融商品の特徴、取り引きの仕方・リスクなどを紹介するとともに、財産形成のための事例研究やアドバイスなどを行っている。

### (3) 貯蓄奨励と一体化した政策

英国国民は、一般に貯蓄性向よりもむしろ消費性向が高いと見られ、貯蓄率も低い。一般的な市民は、報道されている年金危機の懸念や将来の年金受給について不安を抱きつつも、まだ「ゆりかごから墓場まで」に代表されるような手厚い政府保障への期待を捨てきれずにいるとみられるところもある。このような状況下で国民の自発的な将来設計を促す観点から、英国政府は様々な形で貯蓄奨励を行っている。この場合の貯蓄奨励とは、いわゆる銀行預金だけでなく証券や保険に対する投資も含めて考えられており、自らの将来に備えて自己資金を蓄え運用する、というのがコンセプトのようだ。貯蓄に当っては、対象となる商品・取引について十分な理解が必要となることから、消費者教育は非常に重要な要素となっている。

英国では、貯蓄奨励策の一環として、1999年4月に税制上優遇される個人貯蓄勘定(I S A)が導入された。I S A導入に伴い、金融商品の知識に乏しい消費者に対し、分かり易く明確で、公正な金融商品を提供するため、金融商品の内容に関する最低基準が設けられた(C A T Standard)。このC A T Standardは、いわゆる消費者教育そのものではないが、商品に対する正しい認識を助ける意味で重要なものと考えられる。株式・投信の場合の例を紹介すると下表のとおりである。



#### 株式・投信の CAT Standard の例

Charge	年間の管理手数料は純資産額の 1 %以内とし、その他の手数料は徴求しない。
Access	最低投資額は年間一時払い総額で 500 ポンド、月額で 50 ポンドを超えない。
Terms	一定の条件(ファンドの 50%以上が EU 域内の証券取引所に上場している株式・証券に投資されていること等)を満たす認可を受けたユニット・トラスト、oeic、investment trust に限定。

(出典) 金融サービス庁ホームページ

(注) なお、CAT Standard とは別に金融商品間の手数料の比較を行うことが出来るツールがホームページで公開されている。

## 5. 最後に

最近の英国金融事情の中で、興味深いと思われる点を中心に思いつくままに紹介した。ここで紹介したことは全体のうちのごく一部でしかないが、ロンドンには世界の 3 大金融センターの一つとして、様々な問題を抱えながらも、試行錯誤を重ねつつ積極的に改革に取り組み、その地位を維持し成長し続けていることを、拙文を読んで下さった方に少しでも感じ取って頂ければ幸いです。





## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 金融再生プログラムに盛り込まれた措置が基本的に出揃い、特例検査の再実施についても結果が出たところで、不良債権問題の解決に向けた進捗状況はどうでしょうか？**

A： 銀行の監督・検査行政に対する全体的な考え方を再度少し整理させていただきたいと思っております。

以前「3つのS」のことを申し上げました。「strategic」か、「sound」か、「sincere」かと、金融再生プログラムを受けて、様々な形でのご努力を銀行にはさせていただいておりますけれども、そうした点を「strategic」か、戦略的かと、「sound」か、健全かと、「sincere」か、誠実かという観点からチェックして行きたいということを申し上げました。4月4日に普通株の転換のガイドラインを出して、今回、特別検査の結果を出して、更には増資に関するコンプライアンスの検査等々も行いましたので、少しまとめて整理をさせていただきたいという趣旨でございます。

まず「strategic」かどうかということに関しては、収益性にポイントを置いたレビューを進めているつもりであります。具体的には、先程も申し上げた、特にこの分野では2点強調したいと思っておりますが、普通株転換ガイドラインを作成し、これを厳格に適用して行くということをぜひ行っていきたいというふうに思います。3割ルールに該当するような場合は、厳正にこれに対応して行くということでもあります。

「strategic」かどうかということの第2点は、早期警戒制度によるモニタリングの強化というものをこれまでも行って参りましたが、ぜひしっかりと行っていきたいというふうに思っているところであります。

第2の「sound」かということに関しては、これは特に資産の健全性という観点から、繰延税金資産の正確性等をしっかりとレビューして行くということが重要だと考えております。繰延税金資産に関する検査の実施、これが第1。それと自己資本比率に関する外部監査の実施・導入等、こうした点が重要な点になって来るというふうに思っております。

第3の「sincere」かどうかに関しては、増資の手続きの適法等のレビューを行うということがあります。持株会社集中検査を実施しておりますが、この中で第三者割当増資に関する法令などの遵守状況、コンプライアンスのチェックを厳正に行うと、コンプライアンス検査を行うと。これは昨日、立入りの調査も始めたところでございます。更には、この点で言うならば財務諸表の正確性に関する経営者による宣言等も、主要行については今の決算から適用を要請しているわけですが、そのような点を改めて、我々としてはしっかりとやって行くことを確認させていただきたいと思っております。

厳格な資産査定に関連での特別検査でございますけれども、昨年の金融再生プログラムに基づいて、特別検査の再実施を行いました。特別検査は非常に厳格に行えたと思っております。昨年の特



別検査で相当の洗い出しを行ったところでありますけれども、昨年の洗い出しを行ったその上で、今回の特別検査で更に27の取引先が下方遷移したということでありますから、昨年、一旦深掘りしているわけでありますけれども、そこを更に掘り下げたというふうに思っております。とりわけ厳格に行ったということにして、ディスカウントキャッシュフローの適用によりまして、相当、大口要管理先に関する引当率が高まったと。

一方で厳しく行ったということと同時に、その結果を受ける形で不良債権の処理は進んでいるという点もぜひ申し上げたいと思っております。不良債権処分損を今回も、これらの対象先に関しては非常にしっかりと各行が計上するという、これと見合う形で、実は下方遷移の例を申し上げましたが、上方遷移も相当の程度出て来ていると。上方遷移するということは企業の再生が進んでいるという一つの証左であろうかと思えます

(平成15年4月25日(金)2 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 特別検査について、詳しくは、アクセスFSA本号の【トピックス】[「特別検査等の実施結果について」](#)にアクセスしてください。また、金融再生プログラムについて、詳しくは、金融庁ホームページの[「金融再生プログラム」](#)のコーナーにアクセスしてみてください。

## Q： 特別検査は厳しく行われたのでしょうか？

A： 私は特別検査は昨年も厳しく行ったと、今回も更に厳しく行ったと、その結果今のような数字が出てきているというふうに思っております。これはある意味で昨年厳しく行っただけですから今回は下方遷移の数は前回よりは少なくなって、これは当然なわけでありますけれども、その意味ではその中で27社と、我々が厳しく行っただけの結果としてこういう姿が出てきたのだというふうに思っています。

(平成15年4月25日(金)2 竹中大臣記者会見抜粋)

## Q： 特別検査は来年も実施するのでしょうか？

A： 自己査定が大事だということ、そこはしっかりとやっていただきたい。これは決算期に我々がその時期と一緒に資産査定に加わることによって、我々なりの査定の結果を示して、前回もそうでありましたように自己査定と我々の査定についてギャップがあればそれを出していく。その中で自己



査定が非常にしっかりしたものになってくるという、そういう性格のものだと思います。現実にはいろんな査定を一巡目二順目我々の検査を重ねる中でそのギャップは縮まる傾向にありますので、我々が資産の厳格化を求めて検査をしっかりとやっていると、その中で自己査定そのものが大変しっかりしたものになりつつあると、そのように理解すべきなのではないでしょうか。

理想的には特別検査をしなくて良い状況が出現するというのが理想であろうかとは思いますが、今の時点ですぐにこれを止めるのが良いことかどうかというのは、直ちには判断できないと思っております。我々としては2年後にこの問題の終結を図りたいと、その目標に向かって資産査定の厳格化、自己資本の充実、コーポレートガバナンスの強化、これをしっかりとやって行っていただきたい。そのための検査・監督を続けたいと思います。

(平成15年4月25日(金) 2 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： 5月14日に発表された「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」と「個人株主の育成・拡大に向けたアクションプラン策定の要請」のねらいと概要について教えてください。**

A： 証券市場の構造改革と活性化に対する対応についてということで、関係閣僚が集まりまして、その会議の結果を取りまとめておりますので、ご報告いたします。

まず表書きのところですが、これは基本的な考え方としては、経済活性化を進めることが証券市場の活性化のためにも基本であって、構造改革による経済活性化が基本なのだというスタンスであります。しかしながら、需給の不均衡、バランス等々も現実には影響をしている。更に重要な問題としては、個人投資家がこの日本ではなかなか拡大しないと。個人の資金をこのリスクマネーに呼び込むような、そういった対応も必要であるという観点から、まさに証券市場の構造改革と活性化という観点から、関係省庁、関係大臣が担当として出来ることを持ち寄ったものでございます。2回にわたる関係閣僚等の会議で取りまとめをいたしました。

今日は、早急に対応するもの、更には今年度中に検討するもの、引き続き検討するもの、大きく3つぐらいに分かれておりますけれども、もちろん速やかに出来ることは速やかに実行に移して、更に今後の問題については進捗状況を出来るだけ早く速やかに検討をしていきたいということでもあります。大きく13の項目に分かれておりまして、この項目は経済財政諮問会議で民間議員が提案した問題、さらには与党のプロジェクトチームで提案された問題と概ね重複しているというふうに思います。

まず、郵貯・簡保による対応ですが、早急な対応としては、保有株式買取機構が政府保証債を発行して調達をすることになった場合、この債券に郵貯・簡保資金を活用するという点について検討を行う、これは早急な対応であります。

本年度中に検討するものとして、郵便局ネットワークを活用した民間投資信託の窓口販売につい



て、民間との役割分担を含め総合的に検討する。さらに郵政公社は、自己資本の充実に努めつつ、郵貯資金・簡保資金の性格に応じて、それぞれの資金の国内株式による運用の拡大について検討する。これは本年度中の検討事項でございます。

公的年金による株式運用については、早急に検討するものとしては、年金資金の運用の原則、これは今年3月に目標値を5%から6%に引き上げていますが、これを着実に達成をすることを目指すということです。本年度中の更なる検討項目としては、来年予定されています次期年金財政再計算と歩調を合わせて、株式の割合を含めた基本ポートフォリオの内容について検討を行うということでもあります。

3の厚生年金基金の代行返上の問題ですが、これは早急に検討する問題として2点。この施行時期について、当初予定した本年10月1日を出来る限り前倒しをする。それと、物納要件について、可能な限り要件を緩和した政省令を急いで制定するということでもあります。

4の企業による自社株取得でありますけれども、自社株取得の手続きについて、定時株主総会の決議がなくても、取締役会等々で対応できるように、議員立法によりこれが検討されておりますので、こうした状況を注視しながら適切に対応していくということです。更に、インサイダー取引等については、企業による自己株取得を過度に萎縮させることのないように、一層の周知徹底を図るということを行います。

5の確定拠出年金の普及でありますけれども、これは制度ができていますが、普及が進んでいないことということで、その普及に努めるということ、本年度中の検討する項目としては、この確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ等について検討を行うということです。

6のESOP（従業員持株所有プラン）につきましては、関係省庁で引き続き検討を行う、これは引き続き検討するという項目です。

7の銀行等保有株式に関する措置でありますけれども、これは早急な対応としまして、新しいBIS規制に合わせて、この保有制限の適用時期を16年末から18年末に2年程度延長する方向で議員立法を行うという検討が行われている。また、銀行等保有株式取得機構についても、その機能を強化するために、売却時の拠出金の廃止について議員立法をするという検討が行われている。こうした状況を注視しながら、我々も適切に対応していきたいということです。

8の政府保有株式の売却でありますけれども、これは政府保有のNTT株、JT株については、15年度中は市況が好転するまでの間、売却は行わないということです。

9の個人投資家による証券投資を促す税制等については、早急に対応するものとしましては、15年度の税制改正。これは金融・証券税制、これは思い切った簡素化と軽減が行われている。相続税・贈与税の一体的措置も行われている。こうしたことについては、関係団体とも連携しながら周知徹底を図って、新たな個人投資家層による証券投資を促進する。これについては、金融庁としてアクション・プランの中にも織り込まれております。引き続き検討する項目としては、金融・証券税制、法人税制などにつき、全体のあり方との関連を踏まえながら検討を行うということです。

10の証券市場の信頼性の向上。これは証券取引法と公認会計士法の改正案について、今国会に提出しておりますので、これの早期成立を図るとともに、早期施行を目指すということです。その中で証券仲介業の制度が新たに創設されますが、この周知徹底を行ってその活用を図るということ、これらが早急に対応する項目であります。

11の証券業界の対応に関する要請。これは個人株主育成の観点から、証券の関係団体に関してア



クション・プランを策定することを要請するものであります。

12の日本銀行による銀行保有株式の買入れ措置については、そこに書いてありますように、銀行保有株の買入れについて、必要ならば適切な対応について検討を行うということを引き続きの検討項目にするということです。

13の証券市場活性化に資する民間企業の取組に対する期待であります。これは諮問会議で民間議員等々が言われましたように、例えば収益性を高めて配当政策を適正に行って、インベスター・リレーションズの充実に取り組む。やはり株価の基本は企業の収益であり配当であるという点を踏まえて、こうしたことを民間企業にも様々な機会でも求めていく、そういう内容であります。

最後に、その金融庁の紙でありますけれども、個人株主の育成・拡大に向けて、アクション・プランを関係団体、つまり取引所や日本証券業協会や投資信託協会、全銀協等に対して、総合的なアクション・プランを策定するよう要請するわけでありましてけれども、具体的には証券市場活性化戦略会議のようなものを、関係者と有識者の間で作っていただいて、そこで以下に掲げるような問題について色々と検討をしていただきたいと思いますと思っております。

例えば、15年度証券減税を行っておりますが、これがなかなか周知徹底していないということで、その証券減税のPRの特別チームを編成して、政府としても、証券減税のPRの強化特別月間のようなものを作って積極的に盛り上げていきたいということ、ホームページの充実等々であります。さらには、証券仲介業制度の積極的な活用を図るということ、ラップ口座の積極的な活用等。あと、投資クラブといいますが、これは個人の投資家を呼び込むためには、欧米の例などを見ても、投資クラブのようなものが非常に大きな役割を果たしてきた。日本でも、投資知識普及のNPOが幾つかできておりますが、そういったNPOの横の連絡協議会のようなものをつくるということもここでは提唱されております。さらに、銀行等による積極的な取組みを、これは銀行のETF窓販が昨年4月に解禁された。さらには、証券と銀行の共同店舗が昨年9月に解禁されている。銀行による書面取次ぎが、昨年9月に要件明確化されているというような制度変更が行われておりますので、それについて積極的な活用を図るというようなことを内容にいただきたいと思いますと思っております。

基本的には、これはいわゆる株価対策ということではなくて、証券市場の構造改革、それを通じた活性化と、これは基本的な姿勢であるというふうに思っています。この中で、幾つかのものについては比較的早く効果をあらわすものもあるだろうし、長年、例えば個人投資家を呼び込むなどという問題はもう20年来議論して、なかなか実現していない問題でありますけれども、そういった問題についても、それなりの効果が出てくる、ないしはしっかりと出てくるようにしたいと思っております。

(平成15年5月14日(水) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」の本文をご覧になりたい方は、首相官邸ホームページの「主な報告書・答申等」から[「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について\(H15.5.14\)」](#)にアクセスしてみてください。また、「個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「個人株主の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」\(平成15年5月14日\)](#)にアクセスしてください。



**Q： 金融危機対応会議を開催して、りそな銀行について公的資金で資本増強を行う旨の決定を行ったということですが、どういうことなんでしょうか？ 日本の金融システムは危機的状況にあるのですか？ また、このほかの銀行についてはどうなんでしょうか？**

A： りそな銀行については、平成15年3月期決算における同行の自己資本比率が健全行の基準である4%を下回る2%程度になるとの報告を受け、金融危機対応会議が開催されまして、預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本増強を講ずる必要についての審議が行われました。

手元に金融危機対応会議の答申と内閣総理大臣の談話をお配りしております。私から内閣総理大臣の談話を読み上げさせていただきます。

内閣総理大臣の談話。平成15年5月17日。

本日、金融危機対応会議を開催し、同会議での議を経て、りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行うとともに、同行が資本増強の申込みを行うことができる期限を平成15年5月30日と決めました。

同行については平成15年3月期決算における自己資本比率が健全行の国内基準である4%を下回ることとなりましたが、現時点で預金流出や市場性資金の調達困難といった問題はありません。今回の措置は、同法第102条第1項の第2号措置、破綻処理に伴う預金全額保護や、第3号措置、特別危機管理のような破綻金融機関に対する措置とは異なり、破綻状態にない金融機関に資本増強を行い健全性の回復を図るものです。これにより、我が国及び同行が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じることを未然に防ぎます。

今回の認定後、同行からの申込みを待って、資本増強についての具体的な決定を行うこととなりますが、経営の安定を図り預金者等の不安を招かぬよう10%を十分上回る自己資本比率を確保したいと考えております。

今回の資本増強及び徹底的な経営改革により、同行の健全性の確保、収益性の向上が図られるものと期待をしております。当然のこととして、同行においては、引き続き通常の営業が行われ預金等についても種類を問わず全く問題は生じませんので、預金者、取引先企業の皆様におかれましてはご安心いただきたいと考えております。

なお、現状においては、金融システム全体に影響が及ぶ状況にはありません。政府としては今後とも金融システムの安定を確保して行くとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。

これが総理の談話でありますけれども、総理の談話にもありますように本件に関しましては、所謂金融機関の破綻ではなく、りそな銀行に十分な水準の資本増強を行うことにより、同行の健全性の回復等を目的とするものであります。同行においては今後もこれまで通り通常の営業が行われることとなりますので、預金者、取引先企業等の皆様にはご安心をいただきたいと考えております。なお、りそな銀行のコンプライアンスの維持に万全を期するため、本日金融庁において経営監視チームを設置したところであります。今後、同行に対しては徹底した監督検査による経営監視を行ってまいりたいというふうに思います。

りそな銀行については、銀行の規模、その活動の基盤等々を考えまして我々の総合的な判断として、金融から経済の底割れを起こさせないと、そういった強い決意の下に金融危機対応会議を開催して今回の資本の注入を決定したということです。

基本的に要件としては、銀行がそういった資本の基準を下回る場合に我々としては早期は正措置を発出するわけでありましてけれども、早期に自己で調達をするということが困難である。銀行の活動基盤等々に鑑みて、これは公的な資金を活用して、そこにりそな自身の経営改革努力を当然のことながら前提として我々の公的な資金のサポートの下に銀行を再生に向かわせると、そのような観点から決定をしているわけです。



他行の状況に関しては、これまた決算の今手続き中でありますけれども、そういった問題があるというふうには現在のところ我々は承知をしておりません。そういう状況はないというふうに現在のところ我々は承知しております。

(平成15年5月17日(土)2 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 金融庁ホームページの「報道発表など」から[「りそな銀行に対する「経営監視チーム」の設置について」\(平成15年5月17日\)](#)にもアクセスしてみてください。

**Q： りそな銀行の株式については、長銀とか日債銀の時のように無価値になってしまうのですか？**

A： 長銀の時に行ったように、国が全部その株を取得してしまっていて、その他の株主の価格がゼロになるというような措置、そういう措置とは全く違うわけです。そのような意味では、いわゆる国有化ではなくて、これは公的な支援として公的資金を入れるわけです。繰り返しますが、株式の数を減らすとかですね、長銀の時に行ったように株主の権利がゼロになるとか、そういう意味での減資というのは全くあり得ないことだと思っております。

(平成15年5月17日(土)2 竹中大臣記者会見抜粋)



## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**貯蓄から投資へ：証券減税**」です。

➤ **経済**は、お金を当面必要な分以上に持っている者（**家計など黒字主体**）から、必要なだけのお金が手元にない者（**企業など赤字主体**）に流れていく**金融**によって回っています。金融には、黒字主体が赤字主体の**株式**や**債券**などを購入することで直接お金が流れる**直接金融**と、**銀行等**の**金融機関**を介してお金が流れる**間接金融**とがあります。

※ 直接金融と間接金融について、詳しくは、アクセスFSA第3号【金融便利帳】[「直接金融と間接金融」](#)にアクセスしてください。

➤ 企業など赤字主体の側から見れば、金融は、**資金調達**の手段です。企業の調達する資金には、**自己資本**と**負債（他人資本）**があります。負債は、他人から借りたお金で、いずれ元利を返済しなければなりません。金融機関から借入れたお金（**借入金**）や**債券（社債）**の発行で調達したお金などがそうです。他方、自己資本は、**株式**の発行で調達したお金（**払込資本金**）と利益の一部を企業内部に蓄積した**内部留保**からなりますが、文字通り自己のお金、企業自身すなわち企業の所有者である**株主**のお金（**株主資本**）です。

（注） 直接金融・間接金融の対比と自己資本・負債（他人資本）の対比は、ぴったり対応しているわけではありません。直接金融による資金調達でも、株式によるものは自己資本ですが、債券（社債）や**コマーシャル・ペーパー（CP）**によるものは負債（他人資本）です。また、企業が発行する株式を銀行などの金融機関が引き受ければ、それは企業など赤字主体側から見れば自己資本の調達ですが、家計など黒字主体からのお金の流れ全体として見れば間接金融です。

※ 自己資本と負債（他人資本）について、詳しくは、アクセスFSA第4号【金融便利帳】[「自己資本」](#)にアクセスしてください。

➤ 家計など黒字主体の側から見れば、金融は、**資産運用**の手段です。運用先としては、**預金**、**債券**、**投資信託**、**株式**など様々な**金融商品**があります。そして、それぞれの金融商品の**安全性（リスク）**と**収益性（リターン）**を比較しながら、ローリスク・ローリターンか、ミドルリスク・ミドルリターンか、ハイリスク・ハイリターンか、自分の好みにあった金融商品を自らの判断で選びます。

➤ **預金**は、金融機関の負債ですが、金融機関は、**自己資本比率規制**などで監督当局により健全性を厳しくチェックされていますし、万が一、金融機関が破綻しても、少なくとも1,000万円までの元本とその利息は**預金保険制度**で保護されているので、元利返済という負債としての約束が約束どおり履行される可能性が高い、安全性の高い資産と言えます。

**債券**もまた、発行企業の負債であり、発行企業は債券保有者に元利返済の約束をしていますが、普通の事業会社は金融機関と違い、監督当局から健全性のチェックを受けているわけではないし、万が一、倒産した場合にも、預金保険制度のような保護の仕組みがないので、預金と比べれば負債としての約束が約束どおり履行される可能性、安全性は劣ることになります。

**株式**は、発行企業側から見れば、負債ではなく自己資本であり、元利返済の約束をしているものではありません。株主への配当は業績が悪ければ行われず、会社が倒産すれば、まず負債の返済が行われ、なお残余があっても株主への財産の分配が行われず、預金保険制度のような保護の仕組みもありません。預金や債券に比べて安全性は劣ると言えます。





(注) 証券会社が破綻した場合の投資者保護の仕組みとして投資者保護基金がありますが、これは社債発行企業や株式発行企業が倒産した場合の社債権者や株主の保護のための制度ではありません。投資者保護基金について、詳しくは、金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」から「金融サービスの利用者の保護の制度の概要」の「[投資者保護](#)」にアクセスしてください。

※ 自己資本比率規制について、詳しくは、アクセスFSA第4号【金融便利帳】「[自己資本](#)」にアクセスしてください。また、預金保険制度について、詳しくは、アクセスFSA第2号【金融便利帳】「[ペイオフ](#)」にアクセスしてください。

- 他方、**市場で裁定**が働くことによって、安全性の高い、すなわちリスクの低い資産はその分収益性、リターンは低くなります。また、リスクの高い資産はその分高いリターンを期待できます。このようにして、資産を運用しようとする人は、**ローリスク・ローリターン、ミドルリスク・ミドルリターン、ハイリスク・ハイリターン**といったリスクとリターンの組み合わせを持った金融商品の中から、自分の好みにあったものを選択することになります。

(注1) 資産運用のために金融商品を購入しようとする者は、安全性と収益性の双方を求めると、もしAという金融商品がBという金融商品よりもリスクが低く（ローリスク）、安全性の点で勝っている一方、Aの方がBよりも収益性の点でも勝っている（ハイリターン）としたら、金融商品を購入しようとする者は、皆が皆、ローリスク・ハイリターンのAを購入しようとするでしょう。そうすると、金融商品の市場において、Aの価格が上昇、収益性が低下し（収益性とは、ある金融商品の生み出す将来収益を、その金融商品の購入価格で割ったものです）、ローリスクに見合ったローリターンのところで落ち着きます。このような市場の働きを裁定と言います。

(注2) 上で述べたリスクは、期待されたリターンがどれほどの確実性をもって実現するかとか、元本割れする危険性はどの程度あるかといったリスクであり、このような観点からは、預貯金はリスクの低い金融商品と言えますが、リスクにはこれ以外にも様々なものがあり、例えば、将来の物価や金利の変動によって金融商品の資産価値が変動するリスクもあります。預貯金は、元利返済が固定されているところが上に述べたリスクの観点からは強みになっていますが、逆に将来インフレになった場合には、この強みが却って裏目に出て資産価値が目減りしてしまうという弱みもあります。この点については、むしろ株式の方が強みを持っているという側面もあります。資産の運用先として金融商品を選択する場合には、このような様々なリスクとリターンを総合的に勘案して判断する必要があります。

- 株式は、発行企業側から見れば自己資本であるということは、購入者側から見れば企業の所有者（オーナー）、**株主**になるということです。預金や債券のような元利返済の約束はありませんが、企業の財産や儲けた利益は株主のものでありますから、企業が成長していけば、将来、たくさんの**配当収入**や株価上昇による**キャピタルゲイン**といった大きなリターンが期待できます。

- 企業側からしても、事業資金を借入金などの負債だけで賄おうとすれば、**過剰債務**になり、元利返済の重い負担に苦しむことになってしまいます。また、創業期の企業や新規の事業展開を始めた企業は、すぐには軌道に乗らず、収益も上がらないかもしれませんが、将来大きな成功を収めるかも知れません。このような企業には、約束した一定の元利返済をしていく必要のある借入金など負債による資金調達（**デット・ファイナンス**）よりも、当初は配当などができなくても将来事業が成功した暁には大きなリターンをお返しする株式での資金調達（**エクイティ・ファイナンス**）の方が適していると言えます。

経済は金融によって回っておりますが、ただ回っているだけでなく、回りながらより大きなものへと成長・発展していきます。そして、**経済の発展、企業の成長**を支える**株式投資**などの**リスクマネー**の供給が金融にとっての重要な使命となっているのです。



- 資産運用に当たっては、様々な金融商品のリスクとリターンの組み合わせを比較して、自分の好みに合ったものを運用先として選択するわけですが、リターン（預金・債券などの**利子所得**、株式の**配当所得・譲渡所得**といった**所得**）には**税金（所得税）**がかかるので、**税引き後のリターン**を比較することになります。したがって、**金融商品・金融所得に対する課税**のあり方が、資産運用における金融商品の選択に影響を及ぼすこととなります。
- **預貯金などの利子に対する課税**については、かつて、**貯蓄奨励**と**少額貯蓄者保護**の目的から元本 300 万円以下の預貯金などの利子について所得税と住民税を免除する**少額貯蓄非課税制度**（いわゆる**マル優**）という**貯蓄優遇税制**が採られておりました。税引き後のリターンで、マル優の対象となる金融商品に太刀打ちできるためには、税引き前のリターンに相当の格差があることが必要となり、マル優の存在はマル優商品以外の金融商品が伸びていく芽を摘んでしまい、日本の金融市場に歪をもたらしてしまいました。その後、マル優については、制度本来の趣旨に反し、高額所得者が脱税のために不正使用しているなどとの批判の声が高まったこともあり、昭和 63 年に廃止され、**一律 20%の源泉分離課税**が適用されることとなりました（高齢者など一部特定の対象者については、引き続き非課税の取り扱いとされております）。**マル優の廃止は金利の自由化など金融の自由化の流れとあいまって**、日本の金融市場に多様な金融商品の品揃えを促すこととなり、**経済の成熟化、グローバル化に即した効率的な金融市場**の構築にも資するものとなりました。
- 日本経済の発展、企業の成長を支えるリスクマネーが円滑に供給されるようにするため、資産運用における金融商品の選択において、「**貯蓄から投資へ**」の流れを加速することが日本の金融における重要な課題になっております。株式からのリターン（配当・譲渡益）に対する課税を預貯金からのリターン（利子）に対する課税よりも軽減すれば、税引き後のリターンで比較して、資産運用手段としての株式の魅力が高まり、これまで預貯金を選択してきた人も株式投資に目を向けることが期待されます。

（注） 日本には個人の金融資産が約 1,400 兆円ありますが、株式や投資信託で運用される部分は 1 割にも満たない状況です。他方、アメリカでは 3 割、ドイツでも 2 割に上っております。

- そこで、このような株式投資をしようとする人を積極的に後押ししようということで、**平成 15 年度税制改正**において、**証券税制が大幅に軽減・簡素化**されました。**新証券税制**においては、**株式からのリターン（配当・譲渡益）に対する税率を 10%へと大幅に軽減**しました。この**証券減税**により、株式からのリターンに対する課税は預貯金からのリターン（利子）に対する課税（税率 20%）の半分となり、株式投資が**より有利**になりました。なお、**株式投資信託の分配金に対する課税**についても、今回の税制改正によって、**平成 16 年から税率が 20%から 10%に軽減**されます。

（注） 平成 15 年度税制改正における株式などからのリターンに対する税率の軽減措置など

- ・ 上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は 10%となりました（平成 20 年 4 月 1 日以降は 20%となります）。
- ・ 上場株式等の売買益（年間の売買損益を通算した後の損益）に対する税率は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間は 10%となりました（平成 20 年 1 月 1 日以降は 20%となります）。
- ・ 公募株式投資信託の分配金に対する源泉徴収税率は、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は 10%となります（平成 20 年 4 月 1 日以降は 20%となります）。また、中途解約時又は償還時の価額と元本との差益についても、分配金として税率が 10%に軽減されます。なお、確定申告をすれば、平成 16 年 1 月 1 日以降、中途解約時又は信託期間終了時の価額と元本の差損は、株式売買益と通算が可能になります。

- 新証券税制では、税率の大幅軽減により株式投資がより有利になっただけでなく、**手間をかけずに**



**預貯金なみの手軽さで納税**できるように、**より便利**にもなりました。

まず、上場株式などの売買益、配当金、公募株式投資信託の分配金にかかる税金を、**証券会社などを通じて納税（源泉徴収）**することで、**税務署に申告しなくてもよい**制度となりました。

また、いわゆる**タンス株**（手元に保管している上場株式等）についても、**特定口座**に入れることが可能になりました（平成15年4月1日から平成16年12月末までの間、実際の取得価額または平成13年10月1日の終値の80%の価格で入れることができます）。

（注） **「特定口座」**とは、投資家がこの口座を通じて行われた上場株式等の売買について、証券会社はその損益計算を行うものです。特定口座のうち、**「源泉徴収選択口座」**を利用すれば、証券会社が源泉税額を納付することになるため、投資家は税務署等への**申告が不要**となります。特定口座のうち、**「源泉徴収なし」**を選択した場合には、**特定口座の年間取引報告書**を確定申告書に添付することにより、**簡易な申告**ができます。

➤ 証券減税により、一般の方が積極的に市場に参加し、「貯蓄から投資へ」の流れが加速されることが期待されます。

※ 証券減税について、詳しくは、金融庁ホームページの[「証券税制の大幅な改善について」](#)のコーナーにアクセスしてください。



## 【竹中大臣に質問！】

**Q： 直接金融（証券市場）の育成に向け、「市場の番人」である証券取引等監視委員会をもっと強化すべきではないでしょうか？**

A： 日本経済の成長・発展を支えるリスクマネーがしっかりと供給されるように、「間接金融から直接金融へ」、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させていくことが大変重要な政策課題になっております。証券市場に個人投資家などもっと大勢の人に参加していただき、市場が活性化するためには、市場がみんなから信頼されていることが不可欠です。

そのためには、ご質問にありますように、まさに「市場の番人」である証券取引等監視委員会が不正な取引を厳しく監視していくことによって、証券取引で騙されたり、ひどい目に遭ってしまうといったようなことのないよう、プロではない個人の方々も安心して入っていけるような公正で、信頼できる市場にしていく必要があります。

このため監視委員会は、インサイダー取引や相場操縦などの証券犯罪について、真相究明の上、刑事告発を行ったり、証券会社等进行检查して、その業務運営に投資者保護上問題があれば行政処分の勧告を行ったりと、市場のルール違反には厳正なペナルティーを課すことによって、市場の公正さが保たれるよう努力しております。また、市場のルールそのものについても、より公正なものに、より投資者保護が図られるものに改善されるよう建議を行っております。

ただ、残念ながら日本の証券市場の現状は、例えば 1,400 兆円を超える個人金融資産のうち株式や投資信託で運用される分はその 1 割にも満たないというような状況を見ると、日本の証券市場は、まだまだ国民の十分な信頼を得るには至っていないと言わざるを得ません。

従って、ご質問にもありますように、市場の監視取締体制をより一層強化すべく、監視委員会をもっと増強していく必要がありますし、公認会計士、弁護士、デリバティブの専門家等の民間専門家の積極的な登用、自主規制機関との連携強化及び各国監視当局との連携をはじめとする市場監視機能の強化を行うなど、引き続き、日本の証券市場がより信頼されるものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

※ アクセスFSA第3号の【特別企画】[「神田秀樹金融審議会金融分科会第一部会長インタビュー」](#)、同号【金融便利帳】[「直接金融と間接金融」](#)やアクセスFSA本号の【金融便利帳】[「貯蓄から投資へ：証券減税」](#)にもアクセスしてみてください。



## ※大臣・副大臣への質問募集中

**【竹中大臣に質問！】**、**【伊藤副大臣に質問！】**のコーナーでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えします。

「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。

その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。

お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。なお、採用させていただきましたご質問につきましては、**ご質問者のお名前とお歳**を（ご意見箱の住所の欄にもご記入いただいた場合にはお住まいになっている**都道府県**も合わせて）**ご紹介させていただいてよろしい場合には**、本文の欄にご質問内容を記入された後に「**氏名等掲載可**」とご記入ください。

大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。



## 【お知らせ】

### ○ 金融庁ホームページに「トピックス」の欄を設置

新着情報のうち主なものをピックアップして一覧できるようにした「トピックス」の欄を金融庁ホームページのトップページに設置しました。さらに、[「トピックス一覧」](#)をクリックすると過去2ヶ月分の主な報道発表が一覧できます。

### ○ 金融庁ホームページの「資料集」のコーナーに「金融庁所管法令一覧」を掲載

金融庁の所管する法律、政令、省令（内閣府令）などについて、金融庁内の担当部署などを付して整理し、[「金融庁所管法令一覧」](#)として一覧表にまとめました。[「資料集」](#)のコーナーに掲載しましたので、どうぞご利用ください。

### ○ 金融庁ホームページの「金融早わかりQ&A」をリニューアル

とかく専門・技術的でわかりにくい「金融」に関する皆様の様々なご質問・ご疑問にできる限りわかりやすくお答えするために、金融庁ホームページには[「金融早わかりQ&A」](#)のコーナーを設けております。この度、同コーナーに収録された質問項目を抜本的に見直すなど大改修工事を施しましたので、どうぞご覧ください。また、これに合わせて、[「金融サービス利用者コーナー」](#)（旧「金融・証券情報コーナー」）など金融庁ホームページのその他各種コーナーについても改修工事を行いました。これらについても、どうぞご覧ください。

### ○ 金融庁ホームページに「金融庁採用パンフレット」を掲載

金融庁では、平成16年度採用に関し、今般、「金融庁採用パンフレット」を作成し、金融庁ホームページに掲載しました。同パンフレットでは、金融庁の業務の紹介や金融庁若手職員からのメッセージなどを掲載しています。学生さんなど金融庁職員を目指される方は勿論、それ以外の方も、金融庁の素顔を知ることができますので、是非、金融庁ホームページの「インフォメーション」の「採用に関する情報」から「主に新卒者の採用に関する情報提供コーナー」に入り、[「金融庁採用パンフレット」](#)にアクセスしてみてください。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



## 【4月の主な報道発表等】

- 1日(火) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」）の一部改正
- 2日(水) [アクセス](#) ・ グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社に対する投資信託委託業者の認可
- 3日(木) [アクセス](#) ・ 第20回金融トラブル連絡調整協議会の開催について
- 4日(金) [アクセス](#) ・ ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- [アクセス](#) ・ 自己資本比率の算定に関する外部監査の導入について
- [アクセス](#) ・ 「特別支援金融機関」に関する経営監視について
- [アクセス](#) ・ 特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」について
- [アクセス](#) ・ 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について ー経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化ー
- [アクセス](#) ・ カブドットコム証券株式会社に対する行政処分
- 10日(木) [アクセス](#) ・ 「資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件を改正する告示案」の公表  
(パブリック・コメント)
- [アクセス](#) ・ HCアセットマネジメント株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- 11日(金) [アクセス](#) ・ 「証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表  
(パブリック・コメント)
- 17日(木) [アクセス](#) ・ 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表
- 18日(金) [アクセス](#) ・ 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の設置
- [アクセス](#) ・ 衆議院財務金融委員会における竹中金融担当大臣の「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」概要説明
- [アクセス](#) ・ 株式会社せとうち銀行に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ 株式会社広島総合銀行に対する行政処分
- 21日(月) [アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について
- ・ 第20回金融トラブル連絡調整協議会開催
- 22日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任命について
- [アクセス](#) ・ 「前払式証票の規制等に関する法律」に関する法令適用事前確認手続に係る照会・回答について
- ・ 全国財務局長会議開催
- 23日(水) [アクセス](#) ・ 研究補助者（非常勤職員）の募集について
- [アクセス](#) ・ 参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会における竹中金融担当大臣の「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」概要説明
- 25日(金) [アクセス](#) ・ 保険業法の一部を改正する法律成立
- [アクセス](#) ・ 特別検査等の実施結果について
- [アクセス](#) ・ 証券取引法施行令の一部を改正する政令案等及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案の公表（パブリック・コメント）



- [アクセス](#) ・ 「一部振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令（案）等」の公表（パブリック・コメント）
  - [アクセス](#) ・ 「届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂について」の発出
  - [アクセス](#) ・ 「証券取引法施行令の一部を改正する政令案等及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案」の公表（パブリック・コメント）
- 28日(月)  
～30日(水)
- ・ 竹中大臣「OECD フォーラム 2003」及び「OECD 関係理事会」出席
- 29日(火)
- [アクセス](#) ・ 自己資本に関する新しいバーゼル合意（第三次市中協議案）
- 30日(水)
- [アクセス](#) ・ 「金融持株会社に係る検査マニュアル（案）」について（パブリック・コメント）

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

